

作成日 2009/08/28  
改訂日 2017/03/13

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ボンド KU920
製品コード	142558
供給者の会社名称	コニシ株式会社
住所	大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)
担当部門	大阪研究所 研究開発第5部
電話番号(大阪営業推進部)	06-6228-2994
緊急連絡電話番号(夜間・休日)	090-7356-6462
推奨用途及び使用上の制限	内壁面・天井面への各種化粧材施工用、TM工法用。所定の用途以外には使用しないこと。

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

##### 物理化学的危険性

引火性液体 区分4  
自然発火性液体 区分外  
自己発熱性化学品 区分外  
水反応可燃性化学品 区分外  
酸化性液体 区分外

##### 健康有害性

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2  
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A  
呼吸器感作性 区分1  
皮膚感作性 区分1  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓 呼吸器 骨髄 腎臓 副腎 脾臓)  
吸引性呼吸器有害性 区分外  
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

#### GHSラベル要素

##### 絵表示



##### 注意喚起語

##### 危険有害性情報

##### 危険

H227 可燃性液体  
H315 皮膚刺激  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H319 強い眼刺激  
H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、呼吸器、骨髄、腎臓、副腎、脾臓の障害のおそれ

##### 注意書き

##### 安全対策

呼吸用保護具を着用すること。(P284)  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

応急措置

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)  
 保護手袋を着用すること。(P280)  
 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)  
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)  
 特別な処置が必要である。(P321)  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)  
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)  
 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)  
 換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)  
 イソシアネートを含有するため、蒸気、ミストを吸入すると健康障害を引き起こすおそれがある。

保管  
 廃棄

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物  
 化学名又は一般名 ウレタン樹脂系接着剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)(4,4'-ジフェニルメタンジイソシアネート)	1~5%	—	(4)-118	—	101-68-8
N-メチル-2-ピロリドン	1~5%	—	(5)-113	8-(1)-1013	872-50-4

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

N-メチル-2-ピロリドン(法令指定番号:588の2)(5%未満)

メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(法令指定番号:599)(5%未満)

化学物質排出把握管理促進法(PRT法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(法令指定番号:448)(1.9%)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
 多量の水と石鹼で洗うこと。  
 直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて

- 飲み込んだ場合
  - 容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
  - 直ちに医師に連絡すること。
  - 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
  - 直ちに医師に連絡すること。
- 応急措置をする者の保護
  - 救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

## 5. 火災時の措置

- 消火剤
  - 大量の水を放水する。水がないときは二酸化炭素、粉末消火剤あるいは土を用いる。
- 特有の危険有害性
  - 可燃性物質：燃えるが、容易に発火しない。
- 特有の消火方法
  - ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
- 消火を行う者の保護
  - 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服（耐熱性）を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
  - 関係者以外は近づけない。
  - 漏洩場所を換気する。
  - 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
  - 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
- 環境に対する注意事項
  - 環境中に放出してはならない。
  - 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
  - 希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材
  - 危険でなければ漏れを止める。
  - 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
  - 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- 二次災害の防止策
  - 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
  - 床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
  - 技術的対策
    - 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
  - 安全取扱注意事項
    - 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
    - 換気の良い場所で取り扱うこと。
    - 眼、皮膚又は衣類に付けないこと。
    - 取扱い後はよく手を洗いうがいをする。
    - 火気注意。
    - ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
  - 接触回避
    - 『10. 安定性及び反応性』を参照。
  - 衛生対策
    - 取扱い後はよく手を洗うこと。
- 保管
  - 安全な保管条件
    - 特別に技術的対策は必要としない。
    - 『10. 安定性及び反応性』を参照。
    - 保管温度：2～40℃
    - 日光から遮断すること。
    - 容器を密閉して保管すること。
    - 湿気厳禁。
  - 安全な容器包装材料
    - 包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
メチレンビス(4-フェニルイソシアネート) (4,4'-ジフェニルメ	—	0.05mg/m3	TWA 0.005 ppm, STEL —

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
タンジイソシアネート)			
N-メチルー2-ピロリドン	—	1ppm(4mg/m <sup>3</sup> )(皮)	—

**設備対策**

換気をしながらご使用ください。  
 本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。  
 局所排気装置を設置する。

**保護具**

呼吸器の保護具

換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用すること。

眼の保護具

眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。

**9. 物理的及び化学的性質**

**外観**

物理的状态

液体

形状

ペースト状

色

白色

臭い

ほぼ無臭

pH

データなし

沸点、初留点及び沸騰範囲

情報なし

引火点

70°C (セタ密閉式)

燃焼又は爆発範囲

下限

データなし

上限

データなし

比重(密度)

1.35~1.55 g/cm<sup>3</sup>

溶解度

水に不溶。有機溶剤に可溶。

自然発火温度

情報なし

粘度(粘性率)

70~140 Pa·s

**10. 安定性及び反応性**

反応性

空気中の水分、活性水素を有する化合物と反応する。

化学的安定性

通常の条件下では安定である。

危険有害反応可能性

空気中の水分と反応し硬化する。  
 活性水素を有する化合物と反応する。  
 水と反応して炭酸ガスを発生する。

避けるべき条件

データなし

混触危険物質

酸化性物質、その他一般的な混食禁止物質との混触を避ける。

危険有害な分解生成物

燃焼などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

**11. 有害性情報**

急性毒性

経口

分類結果は急性毒性(経口)一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため急性毒性(経口)一分類できないとした。

経皮

分類結果は急性毒性(経皮)一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため急性毒性(経皮)一分類できないとした。

吸入

データなしのため急性毒性(吸入:蒸気)一分類できないとした。  
 粉じん、ミストによる健康への有害性は判断できないため急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)一分類できないとした。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

混合物の成分の(10X(皮膚腐食性及び皮膚刺激性一区分1+1A+1B+1C))+皮膚腐食性及び皮膚刺激性一区分2の濃度合計が10%以上のため皮膚腐食性及び皮膚刺激性一区分2とした。

眼に対する重篤な損傷性又は

混合物の成分の10X(眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性一区分1

眼刺激性	+皮膚腐食性及び皮膚刺激性-区分1+1A+1B+1C)+眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性-区分2Aの濃度合計が10%以上のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性-区分2Aとした。
呼吸器感受性又は皮膚感受性	混合物の成分の呼吸器感受性-区分1の濃度がカットオフ値以上のため呼吸器感受性-区分1とした。 混合物の成分の皮膚感受性-区分1の濃度がカットオフ値以上のため皮膚感受性-区分1とした。
生殖細胞変異原性	分類結果は生殖細胞変異原性-区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため生殖細胞変異原性-分類できないとした。
発がん性	分類結果は発がん性-区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため発がん性-分類できないとした。
生殖毒性	分類結果は生殖毒性-区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため生殖毒性-分類できないとした。但し、区分2の成分が0.1%以上3%未満含まれる。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	分類結果は特定標的臓器毒性（単回ばく露）-区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため特定標的臓器毒性（単回ばく露）-分類できないとした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分1（呼吸器）の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分2（呼吸器）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分1（肝臓）の濃度が1%以上10%以上のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分2（肝臓）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分1（骨髄）の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分2（骨髄）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分1（腎臓）の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分2（腎臓）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分1（副腎）の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分2（副腎）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分1（脾臓）の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）-区分2（脾臓）とした。
吸引性呼吸器有害性	40℃動粘性率が20.5mm <sup>2</sup> /sより大きいいため吸引性呼吸器有害性-区分外とした。

## 1 2. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	分類結果は水生環境有害性（急性）-区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため水生環境有害性（急性）-分類できないとした。
水生環境有害性（長期間）	分類結果は水生環境有害性（長期間）-区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため水生環境有害性（長期間）-分類できないとした。
生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなし

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 イソシアネート成分を含む本製品の廃液は容器ごとの廃棄（金属くず類
-------	---

汚染容器及び包装

: 管理型産業廃棄物) とし、他の廃液と混ぜないこと。  
 空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。  
 外箱、紙管など紙製容器・包装: 回収または紙くずとして処理 (単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物)。  
 金属缶、金属ドラム、金属チューブ類: 金属くずとして処理 (単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。  
 ガラス容器: ガラスくずとして処理 (単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。  
 プラスチック製のボトル、チューブ、袋など: 廃プラスチック類として処理 (単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

#### 14. 輸送上の注意

##### 国際規制

海上規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable

航空規制情報	該当しない
UN No.	該当しない

##### 国内規制

陸上規制	該当しない
海上規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	該当しない
国連番号	該当しない

#### 15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
	名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
消防法	指定可燃物、可燃性固体類
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	(第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1))

#### 16. その他の情報

連絡先	『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。
参考文献	JIS Z 7253-2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS) JIS Z 7252-2014 GHSに基づく化学物質等の分類方法 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス (平成25年7月) 一般社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン (2012年6月) 日本ケミカルデータベース(株) SDS作成システム「ロジスト」により作成。

## その他

以前にお渡しした本製品の安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。

法改正や製品の改良によりSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。

SDSの伝達の経路：安全データシート（SDS）は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】

## ホルムアルデヒド放散等級 4VOC放散速度基準 前版からの変更点

JIS A5538（壁・天井ボード用接着剤） F★★★★

日本接着剤工業会自主管理規定 JAIA-401255 4VOC基準適合

「2. 危険有害性の要約」に変更があります

「15. 適用法令」に変更があります